

浜松市立勤労青少年ホーム管理要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、浜松市立勤労青少年ホーム(以下、「青少年ホーム」という。)の適正な管理のために必要な事項を定める。

(利用許可の申請等)

第2条 施設の利用許可の申請等をしようとするときは、浜松市スポーツ・文化施設予約システム(以下「予約システム」という。)の定めるところにより行う。

2 条例第6条第1項に規定する利用者(以下、利用者証受給者という。)により構成される団体については、申請の時期は定めない。

3 利用者証受給者個人による施設の利用許可の申請等については、勤労青少年福祉関係団体等と同様に取り扱う。

4 窓口での申請等の受付時間は、条例第4条に定める開館時間と同様とする。

(特別利用許可)

第3条 規則第8条第2項ただし書きにおいて特に必要があると認めるときは、次の事項とする。

(1) 市の主催又は共催事業

(2) 大会又はイベントの規模が市内大会以上であり、かつ内容に明らかな公益性が認められる場合

(3) 前2号に定めるもののほか、施設の設置経緯等により特例的な措置が必要と認められる場合

(利用者の範囲)

第4条 条例第6条の括弧書きの市長の認める者とは、利用者証受給者であった者で35歳未満の者とする。ただし、青年文化講座については、定員に達しなかった場合に限り、45歳未満の者の参加を認めるものとする。

(勤労青少年福祉関係団体の認定)

第5条 規則第11条に規定する申請は、登録団体認定申請書(第1号様式)に登録団体表、団体規約、会員名簿及び予算書を添付し、市長に提出して認定を受けなければならない。

2 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているか審査し、適当であると認めたときは、登録団体認定簿に登録する。

(1) 条例第8条で禁止されている活動を行わないもの

(2) 福祉の増進・生涯学習を目的とするもの

(3) 会員の意思により団体の運営がなされ、団体の規約・独自の財源・経理機関及び意

思決定機関又はこれに準ずるものを有するもの

(4) 青少年ホームを主な活動の場として、月に1回以上の活動を6ヶ月以上行っているもの

3 前項の規定により認定したときは、登録団体認定通知書(第2号様式)を交付する。

4 登録団体の代表者は5年毎に登録を更新しなければならない。ただし、新規登録団体の認定期限は既登録団体の直近の認定期間の満了までとする。

5 第2項により認定を受けた団体の代表者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに登録団体認定変更届(第3号様式)を提出しなければならない。

6 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2項に定める登録要件を満たさなくなったとき。

(2) 虚偽の申請により登録されたとき。

(3) 第4項に規定する変更の届出を正当な事由なく拒み、若しくは遅延したとき。

(4) その他、青少年ホームを利用するに当たり、不相当であると判断した場合。

(勤労青少年福祉関係団体等)

第6条 勤労青少年福祉関係団体等とは、前条に規定による認定を受けた団体及び別表1に掲げる浜松市協働センター管理要綱の規定による認定を受けた社会教育関係団体とする。

(利用回数の制限)

第7条 多くの市民が利用できる施設とするため、条例別表の規定による勤労青少年福祉関係団体等が施設を利用できる回数は、1週間に1回を上限とする。ただし、指定管理者が利用状況を考慮し、必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項に規定する回数は、1室毎で1回とする。ただし、庭球場については2時間毎で1回とする。

(利用料金の納付)

第8条 条例第9条第1項の規定による指定管理者が指定する日は次のとおりとする。

(1) 利用料金を現金で納付する場合は、利用日とする。

(2) 利用料金を口座振替により納付する場合は、予約システムの定めるところによる。

2 利用料金を後納できる団体は、条例第9条第1項の規定に基づき、国・県・市関係各課に限るものとする。

(利用料金の減免)

第9条 規則第13条第1項に規定する各号に掲げる場合とは、別表2、別表3に掲げる

団体が利用する場合をいう。

(利用料金の還付)

第10条 規則第14条第1項第2号に基づき利用料金を還付することができるのは、災害等により利用が不可能なとき、または、施設側の都合によりその利用を中止する場合に限る。

(様式)

第11条 施設の利用許可に関する様式は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| (1) 利用許可申請書 | (予約システムによる出力帳票を準用) |
| (2) 利用取消・変更許可申請書 | (予約システムによる出力帳票を準用) |
| (3) 利用許可書 | (予約システムによる出力帳票を準用) |
| (4) 利用許可書兼領収書 | (予約システムによる出力帳票を準用) |
| (5) 利用取消・変更許可書 | (予約システムによる出力帳票を準用) |
| (6) 利用取消・変更許可書兼領収書 | (予約システムによる出力帳票を準用) |
| (7) 領収書 | (予約システムによる出力帳票を準用又は会計規則による) |

(コピー・ファクシミリの使用)

第12条 条例第6条第2項に規定する利用者からコピー・ファクシミリの依頼があった場合、実費として全サイズ片面1枚10円(カラーコピーの場合、50円)とする。ただし、利用者証受給者が、クラブ・講座用に使用する場合は無料とする。

(備品の使用)

第13条 料理実習室の調理台及びパソコン室のパソコン、プロジェクター以外の備品の使用については原則として無料とする。また、ガス・水道・電気・冷暖房の使用についても無料とする。

(報告書)

第14条 利用者は、利用後、施設利用報告書(第4号様式)に準じて指定管理者が定める報告書を提出しなければならない。

(駐車場)

第15条 1団体が20台以上の自動車を駐車する場合、必要に応じてその団体が駐車場誘導係を立てるものとする。

(その他)

第16条 事務所・各室において利用団体の物品は預からないものとする。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

- 1 浜松市立浜北勤労青少年ホーム管理要綱は廃止する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により認定されている団体は、第5条の規定による認定を受けたものとみなす。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

勤労青少年福祉関係団体と同様に取り扱う団体は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	ボーイスカウト連合協議会	地区協議会及び市内の団を含む。
2	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む。
3	浜松市子ども会連合会	委員会及び校区・単位子ども会を含む。
4	浜松市老人クラブ連合会	地区連合会及び単位組織を含む。
5	公益財団法人浜松市体育協会組織団体 ア 種目別競技団体 イ 浜松市中学校体育連盟 ウ 浜松市小学校体育連合 エ 校区体育振興会 オ 浜松市スポーツ少年団 カ 浜松市レクリエーション協会	公益財団法人浜松市体育協会は含まれない。 オ 地区の種目別及び保護者の活動も含む カ 単位組織も含む
6	浜松市中学校文化連盟及び浜松市小学校文化連盟	
7	市内の保育園・幼稚園・小中学校及び高等学校などのPTA	高等学校などにあっては市内在住者からなる地区会も含む。
8	ユネスコ協会	
9	総合型地域スポーツクラブ	
10	協働センター認定団体	カードの提示が必要

別表2（第9条関係）

利用料を全額免除する団体（免除団体）は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	浜松市自治会連合会	単位自治会で構成される連合体で、地区・区・浜松市の各自治会連合会をいう。

別表3（第9条関係）

利用料を勤労青少年福祉関係団体と同額に減免する団体は、下記のとおりとする。

	区 分	摘 要
1	身体障害者、知的障害者、精神障害者の団体	障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続き取り扱いに関する要綱により認定された団体
2	高齢者の団体	高齢者等の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続き取り扱いに関する要綱により認定された団体
3	市内の各町自治会	
4	市内の地区社会福祉協議会	
5	浜松市青少年健全育成会連絡協議会及び市内の中学校区青少年健全育成会	
6	浜松市遺族会	地区支部も含む。
7	浜松市自主防災隊連合会	地区連合会も含む。
8	静岡県交通安全協会	浜松地区にあるもの。
9	警察署地域安全協議会及び交通連絡会	活動範囲に浜松市内を含んでいる団体。
10	浜松地区保護司会	区保護司会を含む。
11	浜松市民生委員・児童委員協議会	区協議会及び地区協議会を含む。
12	浜松市人権擁護委員連絡協議会及び浜松人権擁護委員協議会	
13	浜松市消防団	支団、方面隊、分団を含む。
14	浜松市水防団	分団を含む。
15	浜松市体育指導委員連絡協議会	区体育指導委員連絡協議会を含む。

16	市内の小・中学校の部活動	体育館の使用に限る。
17	市内の婦人会	類する団体を含む。

第1号様式

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

勤労青少年福祉関係団体認定申請書

勤労青少年福祉関係団体としての認定をうけたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 登録団体表
- 2 団体規約
- 3 会員名簿
- 4 予算書

団 体 名

代 表 者 名

第2号様式

平成 年 月 日

様

浜松市長

勤労青少年福祉関係団体認定通知書

年 月 日付け申請のあった勤労青少年福祉関係団体の申請について、次のとおり認定したので通知します。

記

- 1 団体名
- 2 代表者氏名
- 3 代表者住所
- 4 連絡先
- 5 認定期間

第3号様式

平成 年 月 日

あて先 浜松市長

勤労青少年福祉関係団体認定変更届

以下の内容により、認定の内容を変更いたしたく、下記の書類を添えて申請いたします。

利用者番号		
登録団体名		
内容	旧	新
団体名		
代表者名	ふりがな	ふりがな
	漢字	漢字
		住所 〒
		電話 ()
活動日	毎月 第 週 曜日	毎月 第 週 曜日
活動場所		
摘要日	平成 年 月 日より変更	

太枠内は記入してください。

内容を変更する該当番号のみ記入をして下さい。

言己

- 1 登録団体表
- 2 会員名簿
- 3 予算書

第4号様式

平成 年 月 日

あて先 浜松市立勤労青少年ホーム指定管理者

施設利用報告書

1	活動団体	
2	利用責任者	
3	活動日時	平成 年 月 日 時 分～ 時 分
4	施設利用	(場所)
5	参加者人員	男 名・女 名 計 名
6	利用施設の点検	完了 (清掃・整理・戸締・火気点検)
7	備考	

勤労青少年福祉関係団体の認定申請について

浜松市立勤労青少年ホームでは、青少年ホームを拠点に活動している団体やサークルを「勤労青少年福祉関係団体」として登録し、その活動を育成しています。

下記の事項に留意して認定申請をされるようお願いいたします。

記

1 団体の運営、活動について

(1) 次に掲げる事柄を目的としていないこと

- ア 営利を目的とする活動
- イ 特定の宗教を支援する活動
- ウ 特定の政党を支援する活動
- エ 企業が主導する活動
- オ 講師が主導する活動

(2) 団体の活動、運営、会計については会員の総意で行われていること

(3) 定期的かつ継続的に（主な活動の場として月に1回以上の活動を6ヶ月以上）青少年ホームで活動していること

(4) 青少年ホームの諸行事に協力できること

2 団体の名称について

(1) 団体の名称に流派や講師名がついていないこと

(2) 他の団体と名称が重ならないこと

3 登録の抹消について

浜松市立勤労青少年ホーム条例や同施行規則、又は浜松市立勤労青少年ホーム管理要綱の規定に反する団体については認定を抹消します。

様式1 添付書類1

勤労青少年福祉関係団体表

利用者番号	(カード番号)									
団体名	ふりがな									
	漢字									
代表者氏名	ふりがな									
	漢字									
代表者住所	住所									
	郵便番号				電話番号					
連絡者氏名	ふりがな									
	漢字									
連絡者住所	住所									
	郵便番号				電話番号					
利用者人数	男性	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	青年	壮年	高齢者	
利用者人数	女性	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	青年	婦人	高齢者	
利用内容 (具体的に)									
活動日	毎月	第	週	曜日	時 ~ 時					
	毎週				曜日					
活動場所										
会費	1ヶ月				円					
講師	有・無									
講師氏名	ふりがな									
	漢字									
講師住所	住所									
	郵便番号				電話番号					
講師謝礼	有・無									

記入漏れの無いようにすること

様式 1 添付書類 2

同 好 会

- 1 名 称 この会は、 同好会という。
- 2 目 的 会員は、 を通じて、会員の親睦を図り明るい豊かな生活を送るとともに勤労青少年の福祉の向上に協力することを目的とする。
- 3 会員資格 当会の目的に賛同する者。
- 4 役 員 この会に会長 1 名、副会長 名、会計 名を置く。
- 5 例 会 毎月 回、 曜日を例会とする。
- 6 会 費 会費は、1 人月額 円とし、毎月最初の例会日に徴収する。
- 7 会の運営 この会の運営は、会員の合議によって行う。
この会則に定めていない必要事項は、その都度協議する。
- 8 事務局 この会の事務局は、代表者宅に置く。

この会則は、平成 年 月 日から適用する。

様式 1 添付書類 3

役員 及 び 会 員 名 簿

役 職	氏 名	住 所	電 話 番 号

1 枚で足りない場合はコピーして使うこと

様式1 添付書類4

予 算 書

収 入			支 出		
項 目	金 額	説 明	項 目	金 額	説 明
合 計			合 計		

収入と支出の合計が一致すること
各項目は詳細に記入すること（単位金額・個数など）